

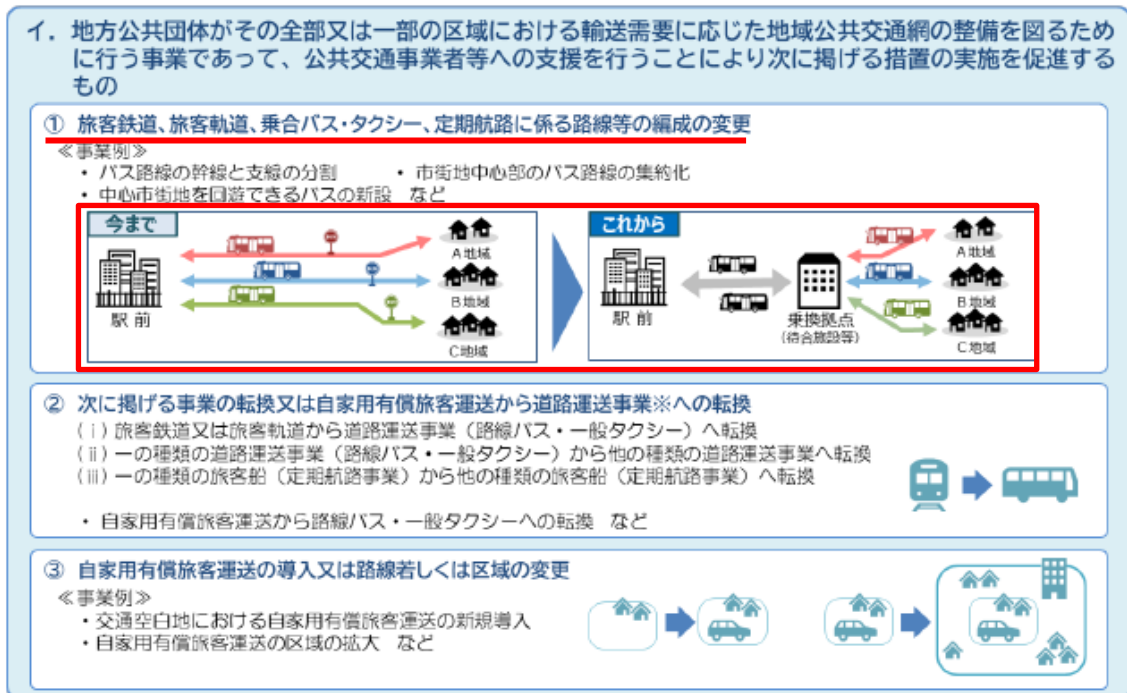
地域公共交通利便増進実施計画について

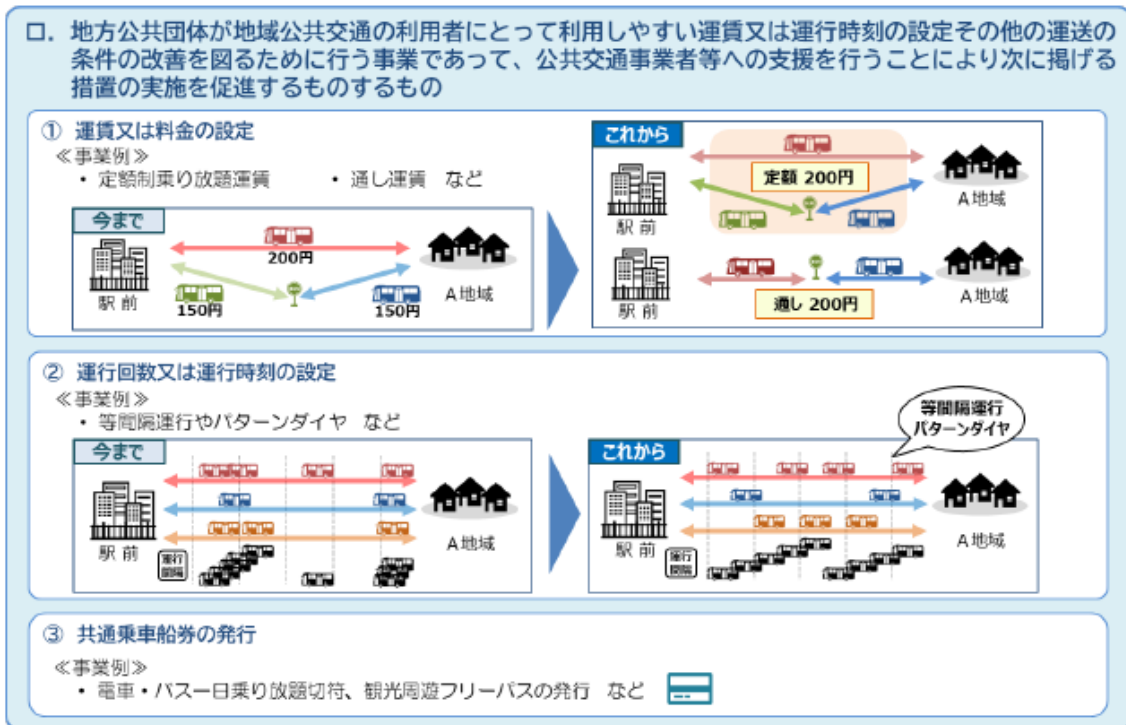
1. 地域公共交通利便増進実施計画とは

利便性の高い地域旅客運送サービスの持続可能な提供を確保するため、地域における公共交通ネットワークの再編のみならず、ダイヤ・運賃などのサービス面の改善を含め、地域のニーズにきめ細かく対応することが重要となる。その際、不便な路線・ダイヤの改善や画一的な運賃設定の見直し等が必要となる場合に、地域公共交通利便増進実施計画を策定することができる。

利便増進実施計画の策定に向けては、市が地域公共交通計画において地域公共交通利便増進事業の概要を定めた上で、実施しようとする者等の同意を得て、利便増進計画を作成し、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。

利便増進事業の内容として含まれ得る事業については以下の通り。





2. 利便増進実施計画作成のメリット

利便増進計画について国土交通大臣の認定を受けることにより、主に以下のような法制上の措置を受けることが可能。

① 手続きのワンストップ化

運行事業者が利便増進計画に係る運行計画の変更などを運輸局に申請する際、必要事項を利便増進計画に記載しておくことで、別途申請が不要になる。

② サービスの持続的な提供

運行事業者が正当な理由なく計画に定められた事業を実施していない場合に、国土交通大臣が勧告・命令を行い、事業の確実な実施を担保

3. 利便増進計画の記載項目について

利便増進計画の記載項目は主に以下のとおり。

①実施区域

利便増進事業を実施する区域を記載。実施区域は地域公共交通計画の計画区域内に含まれている必要があり、隣接市町村にまたがる路線を分割し、単独市町村内で路線を完結して利便増進事業を行う場合は、そのエリアを実施区域として策定し、隣接市町村へは適切な連携を行う。

②事業の内容・実施主体

利便増進事業の具体的な事業内容及び実施主体を一覧表で表し、事業実施前後についてそれぞれ掲載。

▼記載イメージ：事業内容・実施主体

項 目	事 業 内 容	実施主体
〇〇地区における路線の編成の変更	・・・・・・・・	
〇〇路線の幹線と支線への分割	・・・・・・・・	〇〇
		〇〇
・・・・・・・・	・・・・・・・・	〇〇
〇〇線の利用を円滑化するための運賃の設定	・・・・・・・・	
〇〇地域における定額制乗り放題運賃の導入	・・・・・・・・	〇〇
		〇〇
・・・・・・・・	・・・・・・・・	〇〇
〇〇路線の利用を円滑化するためのダイヤの設定	・・・・・・・・	
〇〇路線の等間隔運行化	・・・・・・・・	〇〇
		〇〇
・・・・・・・・	・・・・・・・・	〇〇

※事業内容に応じ、事業を行う路線の路線図や、再編前後の路線図、ダイヤ、運賃の比較図を掲載してください。



▲事業実施前後の全体像の記載イメージ

③地方公共団体による支援の内容

地方公共団体が行う支援策を記載。補助金等の予算支援を行う場合は、その旨を本項目に記載した上で、額や支援対象といった具体的な内容は「⑤事業実施に必要な資金の額・調達方法」で記載する。

④実施予定期間

利便増進事業の実施予定期間を記載。実施予定期間は地域公共交通計画の計画期間内に含まれる必要がある。

⑤事業実施に必要な資金の額・調達方法

利便増進事業の実施に必要な資金の額及び調達方法を記載。総事業費（運行費を含む）とともに、これに見合った資金調達の額及び調達方法を運送収入、事業者負担、補助金、委託費等の項目ごとに記載。

▼記載イメージ

項目	総事業費	内訳	調達方法		実施年度
			調達主体	(補助金等)	
〇〇地区における路線の編成の変更	〇〇				
〇〇路線の幹線と支線への分割		〇〇	〇〇株式会社	〇〇補助金	〇〇
・ ・ ・ ・		〇〇	〇〇株式会社	〇〇補助金	〇〇
〇〇路線の利用を円滑化するための運賃の設定	〇〇				
〇〇地域における定額制乗り放題運賃の導入		〇〇	〇〇株式会社		〇〇
・ ・ ・ ・		〇〇	〇〇株式会社	〇〇補助金	〇〇
〇〇路線の利用を円滑化するためのダイヤの設定	〇〇				
〇〇路線の等間隔運行化		〇〇	〇〇株式会社	〇〇補助金	〇〇
・ ・ ・ ・		〇〇	〇〇株式会社		〇〇

※本表記載の補助金等の額については、現時点の見込み額であり、記載の通り調達がなされない場合があり得る。

⑥事業の効果

目標項目や評価項目ごとに具体的な数値等を用い、可能な限り定量的に記載。

▼記載イメージ

項目	事業の効果	地域公共交通計画での目標における位置付け
〇〇地区における路線の編成の変更		
〇〇路線の幹線と支線への分割	・ ・ ・ ・ ・	〇〇